

長崎県後期高齢者医療健康診査の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

平成30年2月22日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

(内) 上 篤 久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第4号

長崎県後期高齢者医療健康診査の実施に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療健康診査の実施に関する規則（平成20年長崎県後期高齢者医
療広域連合規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長崎県後期高齢者医療広域連合健康診査の実施に関する規則

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

健診内容表

検査項目	
問診	服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目（質問票） 自覚症状等
計測	身長 体重 B M I 血圧（収縮期/拡張期）
診察	理学的所見（身体診察）
脂質	中性脂肪 H D Lコレステロール L D Lコレステロール又はN o n-H D Lコレステロール（注1）
肝機能	A S T (G O T) A L T (G P T) γ -G T (γ -G T P)
代謝系	空腹時血糖、H b A 1 c 又は隨時血糖（注2） 血清尿酸
尿・腎機能	尿糖 尿蛋白 血清クレアチニン
貧血	赤血球数 血色素量 ヘマトクリット値

注1 中性脂肪（血清トリグリセライド）が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合には、N o n-H D Lコレステロールでも可とする

注2 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、H b A 1 c（H G S P値）を測定しない場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き、隨時血糖でも可とする

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。